

# 国際共同研究助成金

＝平成22年度応募要領＝

平成22年3月  
独立行政法人情報通信研究機構

# 目 次

1. 応募の要領 .....	- 1 -
2. 採択の方法 .....	- 5 -
3. 制度の概要 .....	- 7 -
4. 申請書の記入方法 .....	- 20 -
5. e-Rad の入力要領 .....	- 24 -
別表 1 .....	- 25 -
別表 2 .....	- 26 -
別表 3 .....	- 27 -

## 【問合せ先】

独立行政法人情報通信研究機構

連携研究部門 特別研究グループ

電話：042-327-6014 FAX：042-327-5604

E-mail：[senshin\\_3subsidy@ml.nict.go.jp](mailto:senshin_3subsidy@ml.nict.go.jp)

URL：<http://www2.nict.go.jp/>

## 1. 応募の要領

独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）では、内外に優れた研究者より構成される国際共同研究チームによる先進的な情報通信技術の研究開発を支援するため、平成22年度の国際共同研究助成金の助成対象事業を下記の要領で公募し、申請を受け付けます。

### (1) 公募の期間

平成22年3月15日（月）から平成22年4月20日（火）17：00まで

### (2) 応募の方法

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に必要事項を登録・申請の上、申請書類を、下記の窓口へ直接持ち込むか、郵送して下さい。

[提出先]

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

独立行政法人情報通信研究機構

連携研究部門 特別研究グループ あて

なお、郵送の場合、送付用の封筒等の表面に「国際共同研究助成金申請書在中」と朱書きして下さい。

### (3) 公募の締切り

申請書類の受付の締め切りは、公募の締切り日当日の17：00とします。郵送による場合も、同日同時刻までに必着とします。

なお、締切り後の申請は一切受理いたしませんのでご注意ください。(e-Radへの応募情報の登録と申請書類の提出が、公募の締切りまでに終了したものを有効とします。)

### (4) 申請者

本助成事業の申請者は、国際共同研究を実施するために構成する国際共同研究チームの研究代表者が所属する機関の代表者とします。

### (5) 申請に必要な書類

原本を1部提出して下さい。クリップ留め等は不要です。

申請に必要な書類は次のとおりです。

- 国際共同研究助成金交付申請書（様式第1）
- 上記の申請書の添付書類
  - 添付書類1（総括表）
  - 添付書類2（研究計画概要）
  - 添付書類3（予算総括表）
  - 添付書類4（研究計画概要及び予算積算表（研究者個人記入用））
  - 添付書類5（他府省を含む他の競争的資金の応募・受入状況）
  - 添付書類6（間接経費率計算書（間接経費を申請する場合））
  - 添付書類7（イラスト図）

○ その他添付書類

- ・ 研究代表者の所属研究機関の概要がわかるパンフレット等（A4版）＜2部提出＞
- ・ 定款（株式会社、有限会社の場合）

○ その他

応募に必要な申請様式は、e-Radの公募一覧、または機構のホームページよりダウンロードできます。

添付書類1～7については機構が定めた様式（後述）を用いて日本語により記入することとしますが、特に注意書きで指示がある場合は、それに従うものとします。

なお、機構の指示により、英語で記入する際には、正確を期すため、署名以外はタイプ、パソコン、ワープロ等による印字など、判読しやすいように記入して下さい。用紙は日本工業規格A版4号（A4版）とします。

(6) 申請書の記入方法

申請書類の作成に際しては、この応募要領の各項を参照するとともに、**各様式並びに添付書類の注意事項、頁の制限及び斜め文字（赤字）で補足しているコメントを守り**、誤記、記入漏れ等のないようお願いいたします。**なお、申請書類提出にあたってはコメント（斜め文字等で補足している事項）はすべて削除して下さい。**

申請書類の作成に際してご不明の点は（9）問い合わせ・連絡先にお問い合わせ下さい。

(7) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録・申請

本助成事業へ申請されるにあたっては、事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ「研究機関」及び「研究者」の登録と応募情報の申請を行ったうえで、申請書類を機構に提出する事が必要となります。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

(8) e-Radの使用に当たっての留意事項

①e-Radによる登録・申請

e-Radによる登録・申請は、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から行ってください。操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、利用してください。

②e-Radの利用可能時間帯

（月～金） 午前6：00から翌午前2：00まで

（土曜日） 午後0：00から翌午前2：00まで

（日曜日） 午後0：00から翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用を停止することが

あります。 e-Rad の運用を停止する場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

### ③研究機関の登録

研究代表者が所属する研究機関は、応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

### ④研究者情報の登録

研究代表者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既に e-Rad に登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

### ⑤応募情報の提出

研究代表者は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) にログインし、本助成事業の応募情報を入力して提出したのち、所属研究機関の事務代表者による応募情報の承認を受けます。

**提出した応募情報の状態が「受付状況一覧画面」で「配分機関受付中」になっていることを確認の上、**機構へ申請書類を応募の締切りまでに提出して下さい。

なお、機構にて応募情報が受理されると、「受付状況一覧画面」の応募情報の状態が「配分機関処理中」に更新されます。

### ⑥応募情報入力の注意事項

**公募の締切り日までに e-Rad の「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請は無効となります。**締切り日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

応募情報登録の過程で、申請書類を応募情報ファイルとしてアップロードする必要はありません。

応募情報入力にあたっては「5 e-Rad の入力要領」を参照して下さい。

### ⑦個人情報の取扱い

申請書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、e-Rad を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

### ⑧e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

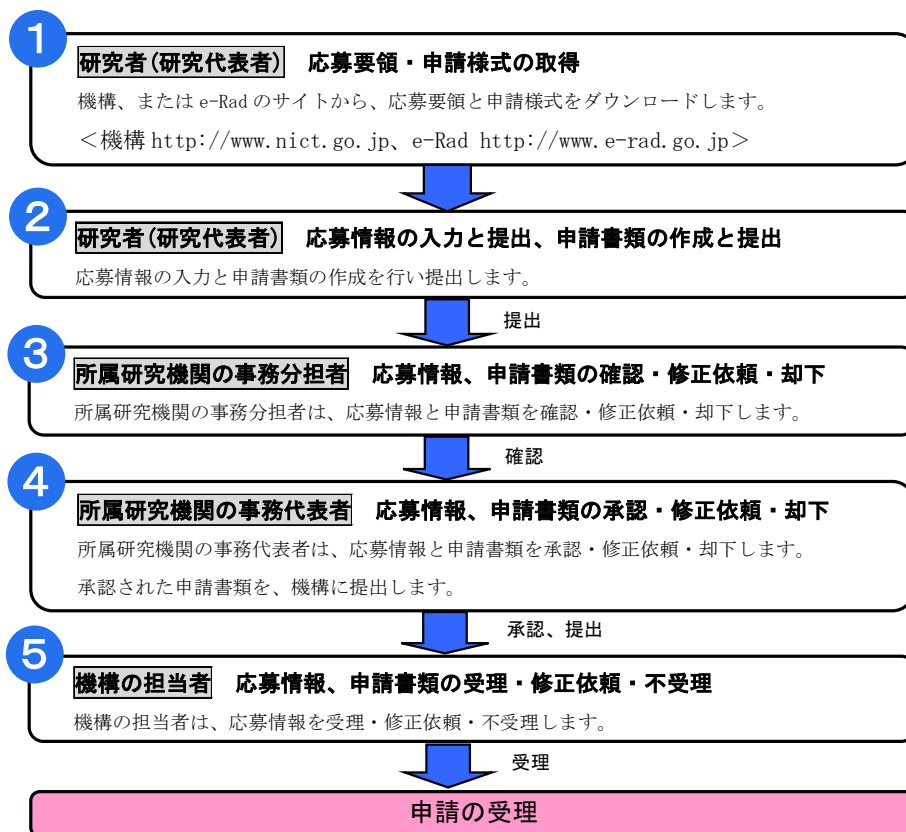
[連絡先] 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク

TEL : 0120-066-877 (フリーダイヤル)

受付時間 : 午前 9:30～午後 5:30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日～1月3日) を除く

## ⑨システムを利用した応募の流れ



※e-Radのサイトより引用

## (8) 注意事項、その他

- ① 受理した申請書類は原則として返却しません。機構からの問い合わせに際して必要となりますので、必ず手元に写しを保存しておいて下さい。
- ② 郵送で応募される場合は、送付途上での紛失、事故等による未着、到着の遅れ等も予想されるため、書留郵便の利用等で送付日等を明確にすることをお勧めします。
- ③ 申請書類に不備があった場合、応募期間中（締切りまで）であれば、書類の差し替え、修正等に応じます。お気づきの場合は、まず速やかに下記の連絡先にご一報下さい。  
また、機構において申請書、e-Radの応募情報の不備を見つけた場合、担当からご連絡しますので、速やかに差し替え、修正をお願いします。

## (9) 問い合わせ・連絡先

[連絡先] 独立行政法人情報通信研究機構

連携研究部門 特別研究グループ (担当 森)

TEL: 042-327-6014 FAX: 042-327-5604

E-mail: [senshin\\_3subsidy@ml.nict.go.jp](mailto:senshin_3subsidy@ml.nict.go.jp)

ホームページ <http://www.nict.go.jp/>

## 2. 採択の方法

### (1) 審査の方法

申請された事業については、機構による申請書の形式審査を経て、外部有識者からなる国際共同研究助成評価委員会による提案課題の評価を実施し、評価結果を参考に機構が採択案件を選定いたします。（評価に用いる選定基準は、P8「交付選定基準」参照）

なお、評価の過程において、必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。（ヒアリング等に伴う費用は、申請者の自己負担となります）

### (2) 採択の件数

平成22年度の採択予定件数は以下のとおりです。

○単年度助成事業…………… 数件程度

※平成22年度は独立行政法人の運営制度における中期計画の最終年度にあたります。23年度以降の事業の実施については新中期計画の事業の計画に基づくこととなるため、本年度募集については平成22年度において完了をする単年度事業のみ募集を行います。

### (3) 採否の決定と通知

公募の締切り日から60日以内に、採択/不採択の決定を行い、機構のホームページ(<http://www.nict.go.jp/index-J.html>)で採択案件を公表します。

また、採択/不採択の通知は申請者に対して行います。採択の場合には助成対象経費の額等を記載するほか、必要に応じて助成金の交付の申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付す場合があります。不採択の場合には、不採択の理由を記載します。

申請された助成対象事業については、国際共同研究助成金交付申請書（様式第1）に記載の研究代表者名、助成対象事業の名称、助成対象事業の概要及び所在地名（都道府県名）を発表することがあります。

### (4) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成21年3月27日改正）を踏まえ、研究代表者が他府省を含む競争的資金制度の研究助成又は他の公的資金による研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、原則として同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。（本事業の審査途中で他制度での応募の採否が判明した場合には、速やかに機構の連絡先に連絡してください。）

応募時に、他府省を含む他の競争的資金又は他の公的資金等の応募・受入状況について申請書類に記載してください。なお、他府省を含む他の競争的資金の応募・受入状況について虚偽の記載があった場合には、採択を取り消すことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、申請内容の一部を他府省を含む競争的資金制度又は他の公的資金等の担当者に情報提供を行う場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択を取り消すことがあります。

### (5) 虚偽の記載に対する処置

申請書への虚偽の記載が判明した場合には、審査結果の如何に拘らず不採択となる場合があります。

す。また、採択決定を行った後に判明した場合においても交付決定の取り消し等の処置を取るとともに、処置の内容等を公表することがあります。



### 3. 制度の概要

国際共同研究助成金制度の概要は以下のとおりです。詳細については、国際共同研究助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）を参照して下さい。

#### (1) 制度の目的

この助成金は、内外に優れた研究者より構成される国際共同研究チームによる高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資する研究開発に対して、その研究開発資金の一部を助成することにより、国際的な研究開発連携、国際標準化等を促進し、もって通信・放送事業分野における新規事業を創出することを目的としています。

#### (2) 助成金の交付対象

所定の助成金交付申請書で提出された申請案件の中から、助成金の交付決定を受けたものに対して交付されます。

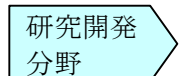
#### (3) 対象となる研究開発

国際共同研究チーム（日本の大学や民間の研究機関に所属する研究者が、海外の大学等の研究機関に所属する研究者とともに共同研究する場合等）が行う、先進的な情報通信技術の研究開発であり、国際的な研究開発連携、国際標準化等を促進し、通信・放送事業分野における新規事業の創出が見込まれる研究開発が助成対象となります。

研究開発の対象分野は、ICT 分野の重点領域\*に含まれる研究開発分野です。（別表 1 参照）

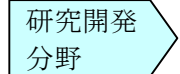
##### ○新世代ネットワーク技術

すべての ICT 産業を支える基盤であり、新たな要求に柔軟かつ確実に対応することが求められる将来のネットワークを支える技術。

研究開発分野  ネットワーク基盤、ユビキタスマビリティ、新 ICT パラダイム創出、ユビキタスプラットフォーム

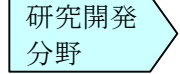
##### ○ICT 安心・安全技術

ユビキタスネットワーク社会に潜む影から生活を守り、確固たる社会基盤として ICT を根付かせるとともに、犯罪や災害、医療・福祉、環境などに対する国民の不安を軽減させ、明るい社会を構築していくための技術。

研究開発分野  セキュアネットワーク、センシング・ユビキタス時空基盤、ユビキタス&ユニバーサルタウン

##### ○ユニバーサル・コミュニケーション技術

人に優しい ICT により、すべての人と人とが時間や場所など置かれた条件を問わずに交流でき、新たな「知」や「価値」を産み出すことのできる社会を構築していくための技術。

研究開発分野  高度コンテンツ創造・分析・流通、スーパーコミュニケーション、超臨場感コミュニケーション

※「我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略」総務省情報通信審議会答申（H20.6.27）に定められている新たな研究開発戦略（UNS 研究開発戦略 グラム II）より抜粋。

#### (4) 助成対象事業者の要件

- ・日本国内に所在し、自ら研究開発を実施している機関であること。
- ・国際共同研究チームの研究代表者が所属する機関であること。
- ・国際共同研究チームの実施する研究計画の遂行及び研究活動に係る会計管理に関して責任を持つ機関であること。

#### (5) 国際共同研究チームの要件

助成対象事業を実施する国際共同研究チームは、研究開発課題を分担又は共同で研究するチームであり、次の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 国際共同研究チームは4名以上の研究者（研究代表者及び共同研究者を指す。以下同様）で構成すること。
- ② 国際共同研究チームを構成する研究者の国籍が日本を含む2ヶ国以上であること。
- ③ 国際共同研究チームを代表する研究代表者を選任すること。

研究代表者は、国際共同研究チームを代表し、研究計画の作成、実施に当たり中心的役割を果たす者であること。

なお、研究代表者は、所属する研究機関の所在地及び研究の実施場所が日本国内であって、日本語が堪能な者であること。

- ④ 国際共同研究チームを構成する研究者は、それぞれ研究機関※に所属し、その研究者の属する研究機関は、日本国及び外国に滞在する者からなること。

※研究機関とは、大学、国公立試験研究機関、試験研究を目的とする独立行政法人・公益法人、民間企業の研究所及び研究部門並びに研究開発を実施する機関であって機構が認めたものが含まれます。

#### (6) 交付選定基準

機構は、助成対象事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行います。

- ① 国際共同研究チームが助成対象事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有すること。  
また、各研究者が相互に連携することにより、効率的に国際共同研究を進められる研究チームであること。
- ② 研究開発内容が次の各要件に該当すること。
  - ア 独創性：創意工夫を活かし、独創性に富んだものであること。
  - イ 有効性：内外の先進的な技術力が有機的に結合し、国際標準化の実現への貢献、知的財産の創出等、国際共同研究としての有効性が高いものであること。
  - ウ 波及性：開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は開発される技術が、通信・放送技術として幅広く波及する可能性があること。
- ③ 研究開発のための資金調達が自己のみによっては困難であること。
- ④ 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- ⑤ 助成対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### (7) 助成対象期間の種類

助成対象期間の種類は単年度又は複数年度がありますが、本年度は単年度のみ申請が可能で、助成申請期間は1年となります。

従って、本年度採択される助成対象事業については、助成対象期間を継続（延長）するための継続交付申請は行えません。

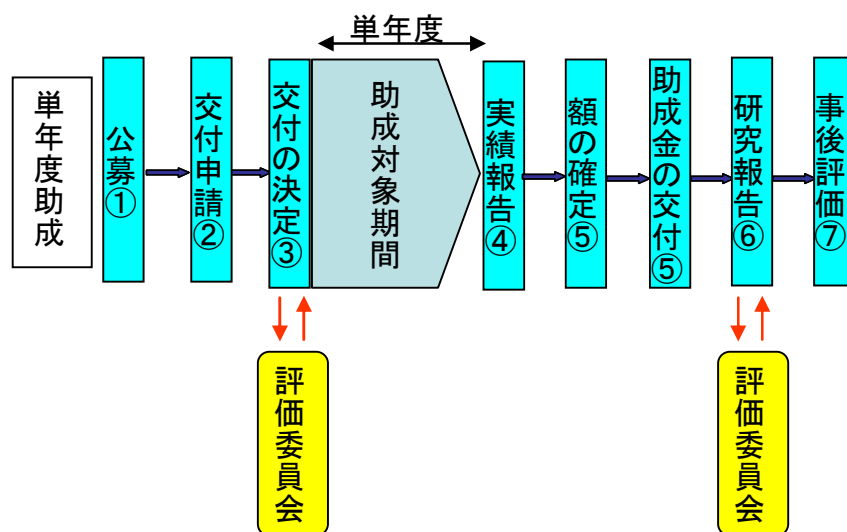
また、これまで採択された助成対象事業と同一の研究概要・目的にて助成事業が実施できるのは最大4年までです。

平成22年度は独立行政法人の運営制度における中期計画の最終年度にあたります。23年度以降の事業の実施については新中期計画の事業の計画に基づくこととなるため、本年度募集については平成22年度において完了をする単年度事業のみ募集を行います。

### (8) 事業の仕組み（単年度の場合）

- ①機構は応募要領を提示し、助成対象事業を公募します。
- ②助成を希望する事業者は、助成対象期間の種類（単年度）を選択のうえ、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に応募情報を入力し、研究代表者の所属する機関を通じて交付申請書を機構に提出します。（申請者は研究代表者の所属する研究機関の代表者）
- ③機構は国際共同研究助成評価委員会による提案課題の評価を実施し、評価結果を参考に採択案件の選定を行い、交付/不交付決定通知書を送付します。
- ④助成対象事業者は、事業年度末に実績報告書を提出します。
- ⑤機構は実績報告書の内容を審査し額の確定を行い、助成金の交付を行います。
- ⑥助成対象事業終了後、助成対象事業者は研究報告書を提出します。
- ⑦機構は、研究報告書を元に国際共同研究助成評価委員会による事後評価を実施し、評価結果を助成対象事業者に送付します。

※機構は助成対象事業の適正執行を確認するため、適時実地調査を実施します。



## (9) 研究者等の分類

助成対象事業を実施するための研究者等の分類は以下のとおりです。ここで、国際共同研究チームの研究者とは研究代表者と共同研究者を指します。

### ①研究代表者

国際共同研究チームを代表し、研究計画の作成、実施に当たり、中心的役割を果たす者。

### ②共同研究者

国際共同研究チームの研究者であり、研究開発を分担し、研究代表者と共同で研究活動を行う者。

### ③研究補助者

研究代表者、共同研究者の責任の下、国際共同研究チームの研究者が所属する各機関において研究チームを補助する者。

### ④その他

研究開発を遂行するため、研究実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理などを行う者。

※上記①②③は申請書であらかじめ登録が必要です。

※院生は①②となることはできません。

※学部生は①②③となることはできません。

## (11) 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費（助成対象経費）は、助成対象期間（助成金の交付決定の日から交付決定された最終年度の末日まで）において支出された経費※であって、助成対象事業（研究開発）を行うために直接必要な経費及び間接経費です。

※発注、契約から検収、支払い（精算）まで、経費に係る全ての過程が助成対象期間内に実施されている必要があります。

### ア 直接経費

費目	助成対象直接経費の範囲
1. 設備費	<p>① 研究開発の遂行に必要な機器・設備類（部品等機械装置の一部である構成品であって、物品費の対象とならないものを含む。）の購入費又はリース、レンタルに要する費用。</p> <p>② 研究開発の遂行に必要な機器・設備類の製造費、改造費（設計費を含む。）、修繕経費等。</p> <p>ただし、①及び②については、研究実施場所として明らかに保有していると判断される基礎的な機器・設備等に関しては計上が認められない場合があります。</p> <p>③ 建物の建造、改造、購入、借用に要する費用（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に附属する施設の買受けに要する費用を含む。）であって、専ら申請に係る研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。ただし、敷金、保証金、礼金を除く。</p> <p>※ ①及び②には、ソフトウェアを含みます。</p> <p>※ ①及び②について、原則として耐用年数1年未満のもの、1件の取得価格又は効用の増加価格が20万円未満のものを除きます。（6.その他費目の対象となります）</p>
2. 旅費	<p>○ 研究開発の遂行に必要な資料収集・各種調査のための旅費、検討会議・打ち合わせのための旅費、本助成での研究成果を発表するために学会へ出席する場合の旅費で、当該旅行区間の旅行運賃（旅行区間は旅行目的地への最短距離）、滞在費等。</p> <p>※ 研究代表者、共同研究者、研究補助者の旅費が対象となります。</p>
3. 謝金、及び雑役務費	<p>○ 研究開発を遂行するために、専門的知識の提供、情報収集等で協力を得た人物への謝礼（謝金）、研究実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理等を行う者に対する経費（雑役務費）等。</p> <p>※ 研究代表者、共同研究者は対象外です。</p>

4. 印刷費 及び 複写費	○ 研究報告書等、研究活動に必要な書類を作成するために必要な経費。
5. 会議費	○ 会議室借料等、会議の開催のために必要な経費。 ※ 飲食代は対象外です。
6. その他	○ 材料費・消耗品費、材料加工費・分析費、通信運搬費、その他上記以外のものであって、例えば電子計算機使用料、データベース検索料、機器修理代、学会等への参加費用、資料購入費等、研究開発の遂行に必要と認められるもの等。 ※ 機構が認めた場合、委託・外注費は対象となります。（資産計上される場合は、1. 設備費の対象となります。） ※ 消耗品とは、原則として耐用年数1年未満のもの又は1件の取得価格が20万円未満のものが対象となります。

#### イ 間接経費

間接経費は、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として助成対象事業者が使用する経費であり、間接経費を受け入れる機関は、国際共同研究助成金交付申請書により間接経費受入について申請します。

間接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成21年3月27日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ、以下、「共通指針」という。）に則り、研究機関の責任において計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性の確保に努めていただきます。（間接経費の運用、使途等については、共通指針を参照のこと。）

間接経費は、所定の計算方法に基づいて算出された間接経費率を直接経費の合計に乗じた額とします。

間接経費率は、当該年度の直近の財務諸表（損益計算書等）により算出するものとします。（継続交付申請を行う場合は、間接経費率の再計算を行います。）

間接経費率の算出方法の基本的な考え方は以下のとおりです。

直近年度の有価証券報告書記載の「販売費及び一般管理費」のうち、原価計算科目上、明らかに販売費とみられる科目を控除した額の「売上原価」に対する比率（小数点以下第2位を切捨）

間接経費を申請する事業者は、事業者の種別毎に以下の方法に基づき算出することとしますが、具体的な算出については助成金申請者の責任において適宜、担当の会計士などに相談の上、証明することとしてください。

助成対象期間中は原則として間接経費率の変更は行いませんが、研究代表者の所属機関の変更を行った場合など、間接経費率が変更となる場合があります。

① 学校等（国立大学法人、学校法人等）の場合

$$\text{間接経费率 (\%)} = (\text{管理費}) \div (\text{消費支出の部合計}) \times 100$$

$$\text{管理費} = \{ (\text{人件費}) - (\text{教員人件費}) \} + (\text{管理経費})$$

- ・直近の財務諸表により算出しますが、直接経費の30%を上限とします。
- ・「消費支出計算書」の「一般管理費」に分類される費目から「教員人件費」の経費を除外した額の「消費支出の部合計」に対する比率として算出します。
- ・学校法人の中には傘下に複数の大学等を持つ法人もありますが、この場合でも、間接経费率は大学別ではなく、法人全体で算出します。

② 公益法人の場合

$$\text{間接経费率 (\%)} = (\text{管理費}) \div \{ (\text{総事業費}) - (\text{間接事業費}) \} \times 100$$

- ・直近の財務諸表により算出しますが、直接経費の30%を上限とします。
- ・「収支計算書」の「管理費」の、「総事業費」に対する比率として算出します。「総事業費」に分類される費目から「間接事業費」の経費を除外することもできます。ただし、「総事業費」から控除できる「間接事業費」とは、管理費が発生しないことが対外的に証明できるもの（再委託費及び共同研究費）に限ります。

③ その他（商法及び「企業会計原則」に基づいて、決算を行っている団体等）

$$\text{間接経费率 (\%)} = \{ (\text{販売費及び一般管理費}) - (\text{販売費}) \} \div (\text{売上原価}) \times 100$$

- ・直近の財務諸表により算出しますが、直接経費の30%を上限とします。
- ・控除すべき「販売費」の算出方法を以下の3つの方法から選択してください。
  - 1) 一般管理費の額が損益計算書に明記されている場合には、損益計算書上に明記されている一般管理費の額を採用します。
  - 2) 一般管理費が損益計算書に関する「注記事項」で捕捉できる場合は、「販売費及び一般管理費」の金額に「注記事項」に記載されている割合を乗じて、一般管理費を算出します。
  - 3) 一般管理費が損益計算書で捕捉できない場合は、「販売費及び一般管理費」から除外すべき販売費の費目は、会社の証明によることとなるため、除外すべき費目名と金額を列挙し、その合計額を「販売費及び一般管理費」から控除した金額を一般管理費とみなします。

(12) 助成金額

- ① 助成対象経費となる直接経費の額の2分の1に相当する額を費目毎に算出します。この場合、金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとします。
- ② 費目毎に算出した①の額の合計額を算出します。ただし、その額が1千万円を超える場合は1千万円とします。
- ③ 間接経費を申請する機関は、所定の計算方法に基づいて算出された間接経费率を②の額に乗じた額を間接経費とします。この場合、金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとします。
- ④ ②の額と③の額の合計額が助成金額となります。

[助成額の算定の例]

助成対象機関がその他の研究機関で助成対象期間の種類が単年度の場合

(研究開発期間 1 年、研究開発に必要な経費3,000万円、間接経費率10%)

直接経費 1,000 万円 (直接経費の限度額) と直接経費の 10%に相当する間接経費 100 万円を加算した 1,100 万円を限度額として助成金の交付申請ができます。

※間接経費率は、直近の財務諸表を元に所定の計算方法に基づいて算出します

(13) 助成金に係る経理

助成対象事業者は、機関内の責任体制の明確化、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、不正使用等防止のための処置の実施等、助成対象事業を適正に運営・管理するための管理体制(機関管理)を整備し、また、助成対象事業者の経理等事務を行う者並びに国際共同研究チームの研究者は、助成金交付要綱、実施マニュアル等に従って適正に執行しなければなりません。

助成対象事業者は、助成金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿などを備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び証拠書類を当該事業が終了した日から5年間保管しなければなりません。

(14) 取得財産の管理

助成対象事業において物品などを購入した場合は、それらが機構から交付された助成金により購入されたものであることを踏まえ、助成事業の期間内のみならず、助成事業の終了後においても、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしなければなりません。

また、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産を助成対象事業となった研究開発の終了後に助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、別に定める当該処分制限期間を経過した場合を除き、あらかじめ機構の承認を受けなければなりません。

(15) 実績報告

助成対象事業者は、各事業年度末又は助成対象事業の終了時に助成対象事業を実施した証拠となる実績報告書(使用した経費に係る経理的証拠書類及び当該年度の研究開発成果に関する報告書類等)を機構に提出します。

(16) 助成金の額の確定と交付

機構は、助成対象事業者から提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定と助成金の額の確定を行い、助成対象事業者に通知します。

助成金の交付(精算)は、助成金の額を確定した後に行います。(額の確定と助成金の交付は、原則として実績報告書が提出された翌年度当初となります。)



#### (17) 経理担当

助成対象事業者は、助成対象事業実施にあたり当該助成対象事業の会計事務を行う者を定めます（経理担当者が総括的な会計管理を行います。）

#### (18) 助成金の交付決定後の遵守事項

助成金事業は、国からの運営費交付金を原資として行われるものであり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、助成対象事業者は当該助成金の使用に際して、助成金交付要綱ならびに実施マニュアルに定める各事項を遵守していただきます。

なお、これらの規定に反したと機構が認める場合は、交付決定を取り消す場合があります。

#### (19) 実施説明会

採択された助成対象事業者を対象として、実際に助成対象事業を実施するための遵守事項等について説明する実施説明会を、交付決定後機構にて実施いたします。

助成対象事業を円滑に実施するために、研究代表者（または共同研究者）と経理担当者は必ず実施説明会へ参加して下さい。

#### (20) 研究報告書の提出

助成対象事業者は、助成対象期間中の各事業年度末に国際共同研究チームが実施した当該事業年度の研究報告書を作成し提出しなければなりません。

また、助成対象事業終了後、別途機構が指示する期日までに助成対象期間全般に係る研究報告書を作成して提出しなければなりません。

なお、継続交付申請を行う助成対象事業者は、継続交付申請時に交付決定時からその時点までの研究成果の中間報告書を作成し、継続交付申請書に添付する必要があります。

#### (21) 間接経費報告書

間接経費を受け入れた助成対象事業者は、助成対象期間中の各事業年度の翌年度の6月30日までに、当該年度分の間接経費執行実績報告書を作成し、機構に提出しなければなりません。（間接経費執行実績報告書については共通指針を参照のこと。）

#### (22) 研究成果の公表と報告

助成対象事業を実施する国際共同研究チームの研究者は、助成対象事業による研究成果を助成対象事業の終了後2年以内に、学会発表、学術雑誌掲載などにより公表し、その際、本助成により研究を実施した旨を明記する必要があります。

助成対象事業による研究成果については、助成対象期間中は各事業年度に提出する研究報告書にて、また、助成対象期間が終了した年度以降5年間は、各事業年度終了後20日以内に当該助成対象事業に係る過去1年の国際標準の実現への貢献、産業財産権の出願又は申請、企業化状況等について、報告書を作成し、機構に提出するとともに、掲載された文書等を機構に送付することが必要となります。

研究成果は国際共同研究チームに帰属し、研究チーム内の配分については研究チームの判断に

委ねることとします。

### (2 3) 研究成果の収益納付

助成対象期間終了後5年間は、助成対象事業者に企業化等の研究成果の実施によって相当の収益が生じたと機構が認めるときは、助成金の確定額の合計を上限として、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

### (2 4) 事後評価

助成対象期間終了後に、国際共同研究助成評価委員会による助成対象事業の事後評価を実施します。

事後評価の結果は、助成対象事業者に通知するとともに、助成対象事業者名（研究代表者名）、助成対象事業名、助成交付額、助成対象事業の成果概要及び評価結果等について公表します。

また、助成対象事業の終了後、再度当助成を申請した場合には、事後評価の結果を参考に申請に係る評価を行うことがあります。

### (2 5) 研究代表者の所属機関の変更

研究代表者が移籍により所属機関を変更する場合には、原則として次の処理を行うことにより助成事業を継続することができます。ただし、これにより実施が困難な場合には、別途機構と調整することとします。

- ・助成対象事業者は、研究代表者の所属機関変更について「国際共同研究助成金計画変更承認申請書」を機構に提出し承認を受けます。
- ・助成対象事業者と研究代表者の移籍後の研究機関において、助成事業承継に係る合意書を締結します。ただし、承継期日までの経理・事業実施責任については承継せず、助成対象事業を実施した各々の機関が責任を保有するものとします。
- ・研究代表者の移籍後の研究機関は、助成対象事業を承継するため「承継承認申請書」を助成事業承継に係る合意書とともに機構に提出し承認を受けます。

※承継を行った年度の助成金の精算処理（実績報告、額の確定、助成金の交付）を当初の助成対象事業者と承継する事業者各々実施することとします。

※承継期日までの事業実施に要した直接経費の合計額に間接経費率を乗じた額を当初の助成対象事業者の間接経費の額とします。

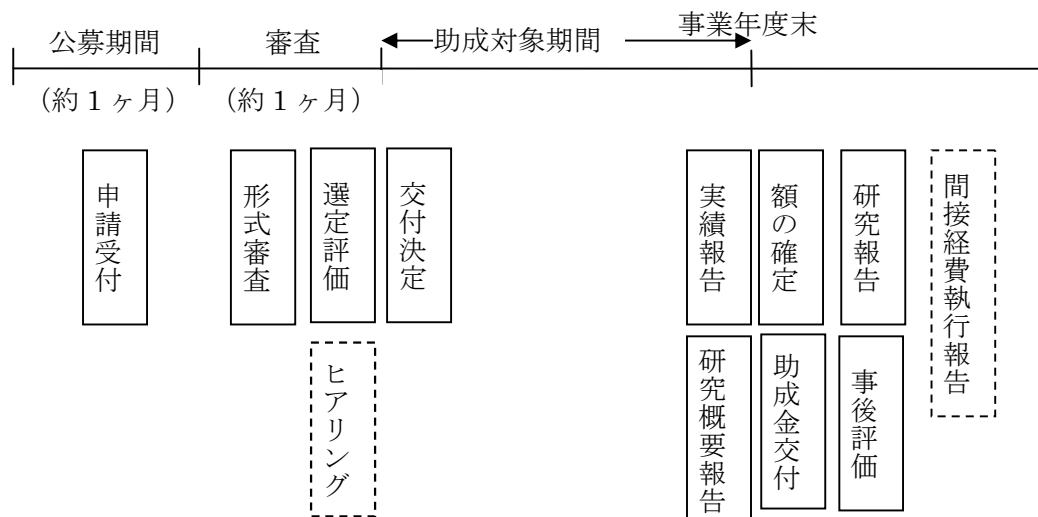
※承継する事業者は、直近の財務諸表に基づき間接経費率を算出し、承継期日以降の事業実施に要した直接経費の合計額に新たに算出した間接経費率を乗じた額を承継する事業者の間接経費の額としますが、間接経費率は既に交付決定を受けた間接経費率を上限とします。（当初の助成対象事業者が間接経費の交付決定を受けていない場合は、承継する事業者も間接経費の交付を受けることはできません。）

## (26) 公表等

申請された個々の案件に関する情報については、府省共通研究開発業務管理システム (e-Rad) を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベースに、各種の情報を提供することがあります。

## (27) 助成金実施に係るスケジュール

助成金実施に係るスケジュール（単年度助成の場合）は概ね以下のようになります。



## (28) 参考資料

○国際共同研究助成金交付要綱

<http://www2.nict.go.jp/q/q266/s807/202/H21youkou2.pdf>

○独立行政法人情報通信研究機構における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程

<http://www2.nict.go.jp/m/m611/fusei/fusei-kitei.pdf>

## (29) 研究費の管理等

助成対象事業に係る経費執行にあたっては、「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針」（平成19年3月総務省策定）の趣旨に則り、不正な使用等の十分な抑止機能を備えた体制等を整備していただく必要があります。

なお、「情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針」については、下記ホームページをご参照ください。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2007/070329\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070329_2.html)

### (30) 競争的資金の適正な執行

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成21年3月27日改正）及び「独立行政法人情報通信研究機構における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」（06規程第35号）に基づき、他府省を含む競争的資金、並びに機構が配分した研究資金により行われる研究活動に係る研究不正又は研究費の不正使用等について、以下の措置を講じます。

- ① 研究費の不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対して応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度により、原則、研究費の不正使用等が認定された年度及び翌年度以降2年以上5年以内）
- ② 偽りその他不正の手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、応募を制限します。（応募制限期間：原則、委託費又は補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間）
- ③ 本助成事業において研究費の不正使用又は不正受給が行われた場合、他府省を含む他の競争的資金担当課に不正使用又は不正受給の概要（研究費の不正使用又は不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供します。なお、研究費の不正使用又は不正受給をした研究者及びそれに共謀した研究者に対し、他府省を含む他の競争的資金への応募が制限される場合があります。
- ④ 研究不正（研究の提案、実行、成果発表等におけるねつ造、改ざん及び盗用をいう。）の認定を受けた者に対して応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度により、原則、研究不正が認定された年度及び翌年度以降2以上10年以内）

また、研究不正の認定を受けてはいないが当該研究不正に係る論文・報告書等の内容に責任を負う著者と認定された者に対して応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度により、原則、研究不正が認定された年度及び翌年度以降1年以上3年以内）
- ⑤ 研究不正の認定を受けた者及び研究不正の認定を受けてはいないが当該研究不正に係る論文・報告書等の内容に責任を負う著者と認定された者が申請している案件については不採択とします。ただし、これらの者が研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、これらの者を除外することにより採択することができます。
- ⑥ 本助成事業において研究不正があった場合、研究不正に係る研究資金の全部又は一部の返還を求め又は未だ配分していない資金について以後の配分を行わないこととします。他の研究資金についても、配分を打ち切り又は使用を禁止することがあります。

また、他府省を含む他の競争的資金担当課に研究不正の概要（研究不正をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供します。なお、研究不正をした研究者及び研究不正の認定を受けてはいないが当該研究不正に係る論文・報告書等の内容に責任を負う著者と認定された者に対し、他府省を含む他の競争的資金への応募が制限される場合があります。

### (31) 不正行為等に対する措置

助成金は、機構が助成先に対して反対給付を求めることなく交付する金銭的給付ですので、これを受け入れる者に対し、有効かつ適正な使用が求められます。このため、助成先には、各種申請・報告等が義務付けられており、特に以下の事項について違反した助成先に対しては、助成金交付要綱及び交付決定通知書の条件に基づき助成金交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命じたり（返還金に対する加算金を賦課することもあります。）、不正事案として公表することがあります。また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）に基づく罰則規定（刑事罰）の適用もありうるので充分留意してください。

- ①助成金及び助成事業により取得した財産等の他の用途への無許可使用
- ②交付決定の内容又は交付条件に対する違反
- ③法令又は国の処分に対する違反
- ④機構との助成事業等に関する不正、怠慢その他不適当な行為
- ⑤定められた必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合
- ⑥研究活動の不正行為（データや研究結果等のねつ造、改ざん及び盗用）

○助成金交付要綱： 第14項、第15項、第24項、第25項

○適正化法： 第3条（関係者の責務）、第11条（善管注意義務）、第23条（立入検査等）、第29～32条（罰則規定）

#### 適正化法第29条

- ①偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ②前項の場合において、情を知って交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

#### 適正化法第30条

第11条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### 4. 申請書の記入方法

助成金交付申請書及びその添付書類1～7については、以下の説明をよく読み、誤記、記入漏れ等のないよう注意して下さい。

これらの申請書類については、別添の様式（別添の様式にならって独自に様式を作成し、記入していただいて構いません。ただし、記入の位置並びに転記の漏れ、誤り等に注意して下さい。）を用いて日本語により記入することとしますが、特に注意書きで指示がある場合は、それに従うものとします。なお、機構の指示により、英語で記入する際には、正確を期すため、署名以外はタイプ、パソコン等による印字など、判読しやすいように記入して下さい。

なお、これらの申請書類は、国際共同研究チームの総意に基づき記入するものです。記入に際しては、各研究者の認識の相違がないよう注意して下さい。

#### ◎国際共同研究助成金交付申請書（様式第1）

- 研究代表者が日本語で記入して下さい。
- 代表者名（申請者）は、国際共同研究を実施するために構成する国際共同研究チームの研究代表者が所属する機関の代表者となります。（押印する印鑑は、申請者の公印となります。）
- 「2 助成対象経費の額」には、研究計画予算総括表（添付書類3）の「助成対象経費-総計」の金額を記入して下さい。
- 「3 助成金交付申請額」には、研究計画予算総括表（添付書類3）の「助成金交付申請額-総計」の金額を記入して下さい。
- 「4 助成対象事業となる研究開発の開始日及び完了予定日」は、「研究開発の日程」として2年以上を想定している場合でも1年となります。
- 「6 研究代表者連絡先」には、研究代表者の現在所属する研究機関（勤務先研究部門）の連絡先を記入して下さい。

#### ◎国際共同研究助成金助成金交付申請書の添付書類（添付書類1～7）

##### （1）総括表（添付書類1）

- 研究代表者が日本語で記入して下さい。
- 署名欄は、直接黒か青のペン又はボールペンではっきりと記入して下さい。
- 研究者IDには、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録し、取得した研究者番号（8桁）を記入して下さい。
- 所属機関IDには、府省共通研究開発業務管理システム (e-Rad)に登録し、取得した所属研究機関コード（10桁）を記入してください。
- 学位をお持ち方はご記入願います。
- 研究代表者所属機関の種別を〔国公立大学〕〔私立大学〕〔短期大学〕〔高等専門学校〕〔大学共同利用機関〕〔国公立試験研究機関等〕〔独立行政法人〕〔財団法人〕〔民間企業〕〔その他〕より選んで記入してください。
- 所属機関所在地域区分を〔北海道〕〔東北〕〔関東〕〔信越〕〔北陸〕〔東海〕〔近畿〕〔中国〕〔四国〕〔九州〕〔沖縄〕より選んで記入してください。

- 「5) 該当する領域」、 「6) UNS戦略プログラムの研究開発課題該当番号」 には、申請する研究課題の内容に照らし合わせ、 “別表1 研究開発分野一覧表 (募集対象とする分野)” の 「UNS戦略プログラムIIにおける研究開発分野及び研究開発課題」 から研究開発課題を選択し、該当する領域と該当番号を記入して下さい。
- 「8) 間接経費」 には、別添の間接経费率計算書で算出した間接経费率を記入して下さい。
- 「9) 助成申請期間」 は単年度となります。 (今回は複数年度を選択できません。)
- 「10) 申請する助成金の額」 には、交付申請をする1年の総額を記入するとともに、間接経費を下に再掲します。 (申請書の「3 助成金交付申請額」と同じ金額となります。)
- 「11) 研究開発の日程」 には交付申請をする期間を含む研究開発期間について記載します。
- 「12) 経理担当者」 は、研究代表者の所属する研究機関内又は研究チーム内の者として下さい。
- 「13) 助成金以外の資金調達方法」 には、助成金交付までに必要となる立て替え払いの資金、及び1/2の自己負担分の資金について記載します。  
合算使用の制限、使途の制限等、資金運営上の制約に十分注意して調達してください。  
助成金以外に調達する資金の種類、助成金交付後の資金精算等、調達する資金の取扱いが不明瞭な場合には、不採択となる場合があります。

## (2) 研究計画概要 (添付書類2)

- 研究代表者が日本語で記入して下さい。
- 「研究概要」 は、全角255文字以内におさめて下さい。
- 「3) 研究内容の分野」 は、ア 研究の性格の他、イ 研究の主分野、及び、ウ 研究の副分野について、別表2を参照し、該当する分野別コード (4桁) を記載して下さい。また、エ キーワードについては、別表3を参照し、該当するキーワードコード (3桁) を記載して下さい。なお、該当するキーワードコードがない場合は、自由記述 (30文字以内) とします。
- 「4) 研究の特色」 「・独創性、・有効性、・波及性」 の項目については、それぞれ、1ページ程度で記入して下さい。
- 「5) 研究計画」 については、助成対象となる1年の計画について記入するとともに、参考のため後年度の計画について記入して下さい。
- 共同研究者について記入する場合は、なるべく日本語で記入することが望ましいですが、必要に応じて、英語で記入することも可とします。
- なお、共同研究者が8名以上の場合は、同様の様式を用いて、共同研究者 (Member 9)、共同研究者 (Member 10) ……と続けて下さい。

## (3) 研究計画予算総括表 (添付書類3)

- 研究代表者が記入して下さい。
- 助成対象経費の記入に際しては、各研究者が記入する「研究計画概要及び予算積算表[研究者個人記入用]」 (後述) に記入された金額の合計を記入して下さい。 (単位: 千円)
- 助成金交付申請額は、費目毎に助成対象経費の1/2以下の希望する額を記載します。 (助成金交付申請額の直接経費の合計が1千万円を超えて申請することはできません。) また、間接経費を希望する場合には、その額に間接経費の額を併せて年度計とします。
- 間接経費を希望する場合は、間接経费率計算書で算出した間接経费率をもとに、直接経費に乗じた額を記入します。間接経费率は、直接経費の助成対象額の30%を限度とします。

#### (4) 研究計画概要及び予算積算表[研究者個人記入用] (添付書類4)

- 研究代表者及び共同研究者の全員が各自記入（[9]～[13]）して下さい。また、各頁表の右肩の“【Member \_\_\_\_】”欄に（2）研究計画概要 8)共同研究者体制の研究者番号（Member No.）を記入して下さい。
- 研究者IDには、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録し、取得した研究者番号（8桁）を記入して下さい。（IDを取得していない場合は記入不要です。）
- 所属機関IDには、府省共通研究開発業務管理システム（e-Rad）に登録し、取得した所属研究機関コード（10桁）を記入してください。（IDを取得していない場合は記入不要です。）
- この様式は、日本語、英語いずれの記入も可としますが、なるべく日本語で記入して下さい（場合により仮訳をご提出いただく場合があります。）
- 署名欄は、直接黒か青のペン又はボールペンではっきりと記入して下さい。
- 研究計画概要に関する事項
  - 「2)分担内容」は、1／2ページ程度で記入して下さい。（「1)研究者」欄とともに、1ページ以内におさめて下さい。）
  - 「3)研究計画」は、助成対象となる年度を含む2年間の計画について記入し、本研究に従事する年間あたりの予定時間を記入して下さい。（これらの2項目については、1ページ以内におさめて下さい。）
  - 「5)同一機関内研究補助者（申請者を除く）」は、国際共同研究チームのメンバー（研究代表者、共同研究者）以外で、本研究開発の実施にあたり、当該機関内で研究を補助する研究者を記載してください。  

{	ポストク、院生は研究補助者として研究に従事することが可能です。 研究補助者は、旅費支出の対象となります。	}
---	---	---
  - 助成対象事業を補助する目的（研究開発実施場所に一定期間出勤して行う実験補助、研究データの収集・整理などの単純作業）で雇用する学部生、アルバイト等は、研究補助者として登録できません。
- 予算積算に関する事項
  - 「6)申請予算積算表」は研究開発に直接必要な経費全額について内訳を記入のうえ、それぞれの費目につき、金額の合計を算出して下さい。（単位：千円、千円未満は切り捨て。）
  - なお、助成対象の直接経費の詳細については、募集要領「3制度の概要（11）助成金対象経費」に示す範囲内で記入して下さい。

#### (5) 他府省を含む他の競争的資金の応募・受入状況(添付書類5)

本助成申請研究に関し、現在受けている公的助成金、及び応募申請中の公的助成金について、研究代表者、各共同研究者分をとりまとめて記入して下さい。本添付書類は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ平成21年3月27日改正）及び「独立行政法人情報通信研究機構研究不正への対応に関する規程」（06規程第35号）に基づく統一的対応のためのものです。

（府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の応募情報登録の応募・受入状況には、研究代表者の状況のみ入力します。）



(6) 間接経费率計算書 (添付書類 6)

間接経費を希望する機関は、直近の財務諸表 (損益計算書等) をもとに、所定の計算方法に基づいて機関の間接経费率を算出して下さい。

計算に用いた財務諸表は計算書に添付して下さい。

(7) イラスト図 (添付書類 7)

研究開発する内容について、システム図等の具体的なイラスト図を作成してください。

(8) その他必要な書類

申請に際して必要な書類は、国際共同研究助成金交付申請書及びその添付書類として、上記の (1) ~ (7) 以外に下記のものが必要です。

- 「所属研究機関のパンフレット等」 < 2 部提出 >
- 「定款」 (株式会社、有限会社の場合)

## 5. e-Rad の入力要領

e-Rad の応募情報の入力要領は以下の通りです。

申請書に記入した内容と同じ内容を入力しますが、e-Rad と当事業とで一部用語が異なっている場合がありますので注意して下さい。

### ○応募情報登録【研究共通情報の入力】

項目	内容
新規継続区分	“新規” ※昨年度に引き続き応募する場合も新規となります
課題 ID	入力不要
研究開発課題名	申請書の「助成対象事業の名称」を入力
研究種別	e-Rad では選択できません。申請書（添付書類2）において対象となる種別をチェックして下さい
研究期間	“平成 22 年度～平成 22 年度” ※申請書の「助成申請期間」に相当します
研究目的	申請書の「研究目的」から抜粋
研究概要	申請書の「研究概要」から抜粋

### ○応募情報登録【研究個別情報の入力】

項目	内容
間接経費	間接経費申請の有無を選択

### ○応募情報登録【応募時予算額の入力】

項目	内容
使用内訳	申請書の「研究計画予算総括表」から「助成金交付申請額」を入力

### ○応募情報登録【研究組織情報の入力】

項目	内容
研究者情報	研究代表者のみ入力。（共同研究者の入力は不要）
直接経費	申請書の「研究計画予算総括表」から「助成金交付申請額」の「直接経費の合計」を入力
間接経費	申請書の「研究計画予算総括表」から「助成金交付申請額」の「間接経費」を入力
エフォート	申請書（添付書類4）の「本研究に従事する割合」を入力

### ○応募情報登録【応募・受入状況の入力】

項目	内容
研究代表者の他の応募	研究代表者の他の制度への応募・受入状況を入力 ※共同研究者については e-Rad への入力は不要ですが、申請書（添付書類5）には共同研究者も含めて記入します

別表 1

## 研究開発分野一覧表（募集対象とする分野）

研究開発分野		研究開発課題(整理番号)	
新世代ネットワーク技術	①ネットワーク基盤	次世代バックボーン技術	1-1
		次世代IPネットワーク技術	1-2
		新世代ネットワーク技術	1-3
		フォトニックネットワーク技術	1-4
	②ユビキタスマビリティ	電波資源の開発技術	2-1
		高度道路交通システム(ITS)技術	2-2
		次世代移動通信システム技術	2-3
		異種ネットワークシームレス技術	2-4
		新世代衛星通信システム技術	2-5
	③新ICTパラダイム創出	量子情報通信技術	3-1
		ナノ・バイオICTネットワーク技術	3-2
		テラヘルツ技術	3-3
		脳情報インターフェース技術	3-4
	④ユビキタスプラットフォーム	ユビキタスサービスプラットフォーム技術	4-1
		個人認証・課金システム技術	4-2
		ユビキタス端末技術	4-3
著作権管理(DRM)基盤技術		4-4	
空間情報基盤技術		4-5	
コア安心・安全技術	⑤セキュアネットワーク	非常時衛星・地上通信技術	5-1
		ネットワーク運用管理技術	5-2
		悪意ある通信遮断技術	5-3
		成りすまし防止技術	5-4
		次世代暗号技術	5-5
		情報漏えい防止技術	5-6
	⑥センシング・ユビキタス時空基盤	環境センシング技術	6-1
		電波伝搬監視・予測技術	6-2
		高精度衛星測位基盤技術	6-3
		高精度時刻・周波数標準技術	6-4
		電磁環境保護技術	6-5
⑦ユビキタス&ユニバーサルタウン	ネットワークロボット技術	7-1	
	ホームネットワーク技術	7-2	
ユニバーサルコミュニケーション技術	⑧高度コンテンツ創造・分析・流通	コンテンツ信頼性分析技術	8-1
		知識情報基盤技術	8-2
		コンテンツ収集・利活用技術	8-3
	⑨スーパーコミュニケーション	テキスト翻訳技術	9-1
		音声翻訳技術	9-2
		利用者適用型コミュニケーション技術	9-3
		ネットワークコミュニティ形成支援技術	9-4
	⑩超臨場感コミュニケーション	超高精細映像技術	10-1
		立体映像技術	10-2
		立体音響技術	10-3
五感情報伝達技術		10-4	
感性情報認知・伝達技術		10-5	

別表 2

## 主分野・副分野コード一覧

番号	研究分野	研究区分	番号	研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0499	ナノテク・材料	その他
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0503	エネルギー	自然エネルギー
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0107	ライフサイエンス	物質生産	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0589	エネルギー	共通基礎研究
0199	ライフサイエンス	その他	0599	エネルギー	その他
0201	情報通信	高速ネットワーク	0601	製造技術	高精度技術
0202	情報通信	セキュリティ	0602	製造技術	精密部品加工
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0603	製造技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0204	情報通信	家電ネットワーク	0604	製造技術	環境負荷最小化
0205	情報通信	高速コンピューティング	0605	製造技術	品質管理・製造現場安全確保
0206	情報通信	シミュレーション	0606	製造技術	先進的ものづくり
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0607	製造技術	医療・福祉機器
0208	情報通信	入出力 *1	0608	製造技術	アセンブリープロセス
0209	情報通信	認識・意味理解	0609	製造技術	システム
0210	情報通信	センサ	0689	製造技術	共通基礎研究
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0699	製造技術	その他
0212	情報通信	ソフトウェア	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0213	情報通信	デバイス	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0289	情報通信	共通基礎研究	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0299	情報通信	その他	0704	社会基盤	事故対策技術
0301	環境	地球環境	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0302	環境	地域環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0303	環境	環境リスク	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0304	環境	循環型社会システム	0722	社会基盤	広域地域研究
0305	環境	生物多様性	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0389	環境	共通基礎研究	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0399	環境	その他	0725	社会基盤	バリアフリー
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料 (電子・磁気・光学応用等)	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料 (構造材料応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0799	社会基盤	その他
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0801	フロンティア	宇宙科学 (天文を含む)
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0821	フロンティア	海洋科学
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0822	フロンティア	海洋開発
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0889	フロンティア	共通基礎研究
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0899	フロンティア	その他
0410	ナノテク・材料	基礎物性	0900	人文・社会	—
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション	1000	自然科学一般	—
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			

\*1：情報通信システムとの入出力を容易にする技術。ただし、研究区分番号 209～211 を除く。

別表 3

## 研究キーワード一覧

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
001	遺伝子	049	ディペンダブル・コンピューティング
002	ゲノム	050	アルゴリズム
003	蛋白質	051	モデル化
004	糖	052	可視化
005	脂質	053	解析・評価
006	核酸	054	記憶方式
007	細胞・組織	055	データストレージ
008	生体分子	056	大規模ファイルシステム
009	生体機能利用	057	マルチモーダルインターフェース
010	発生・分化	058	画像・文章・音声等認識
011	脳・神経	059	多言語処理
012	動物	060	自動タブ付け
013	植物	061	バーチャルリアリティ
014	微生物	062	エージェント
015	ウイルス	063	スマートセンサ情報システム
016	行動学	064	ソフトウェア開発効率化・安定化
017	進化	065	ディレクトリ・情報検索
018	情報工学	066	コンテンツ・アーカイブ
019	プロテオーム	067	システムオンチップ
020	トランスレーショナルリサーチ	068	デバイス設計・製造プロセス
021	移植・再生医療	069	高密度実装
022	医療・福祉	070	先端機能デバイス
023	再生医学	071	低消費電力・高エネルギー密度
024	食品	072	ディスプレイ
025	農林水産物	073	リモートセンシング
026	組換え食品	074	モニタリング（リモートセンシング以外）
027	バイオテクノロジー	075	大気現象
028	痴呆	076	気候変動
029	癌	077	水圏現象
030	糖尿病	078	土壌圏現象
031	循環器・高血圧	079	生物圏現象
032	アレルギー・ぜんそく	080	環境質定量化・予測
033	感染症	081	環境変動
034	脳神経疾患	082	有害化学物質
035	老化	083	廃棄物処理
036	薬剤反応性	084	廃棄物再資源化
037	バイオ関連機器	085	大気汚染防止・浄化
038	フォトニックネットワーク	086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化
039	先端的通信	087	環境分析
040	有線アクセス	088	公害防止・対策
041	インターネット高度化	089	生態系修復・整備
042	移動体通信	090	環境調和型農林水産
043	衛星利用ネットワーク	091	環境調和型都市基盤整備・建築
044	暗号・認証等	092	自然共生
045	セキュア・ネットワーク	093	政策研究
046	高信頼性ネットワーク	094	磁気記録
047	著作権・コンテンツ保護	095	半導体超微細化
048	ハイパフォーマンス・コンピューティング	096	超高速情報処理

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
097	原子分子処理	147	エネルギー効率化
098	走査プローブ顕微鏡 (STM, AFM, STS, SNOM 他)	148	二酸化炭素排出削減
099	量子ドット	149	地球温暖化ガス排出削減
100	量子細線	150	燃料電池
101	量子井戸	151	水素
102	超格子	152	電気自動車
103	分子機械	153	LNG車
104	ナノマシン	154	ハイブリッド車
105	トンネル現象	155	超精密計測
106	量子コンピュータ	156	光源技術
107	DNAコンピュータ	157	精密研磨
108	スピントロニクス	158	プラズマ加工
109	強相関エレクトロニクス	159	マイクロマシン
110	ナノチューブ・フラーレン	160	精密部品加工
111	量子閉じ込め	161	高速プロトタイプング
112	自己組織化	162	超精密金型転写
113	分子認識	163	射出成型
114	少数電子素子	164	高速組立成型
115	高性能レーザー	165	高速伝送回路設計
116	超伝導材料・素子	166	微細接続
117	高効率太陽光発電材料・素子	167	バーチャルリアリティ
118	量子ビーム	168	ヒューマンセンタード生産
119	光スイッチ	169	複数企業共同生産システム
120	フォトニック結晶	170	品質管理システム
121	微小共振器	171	低エントロピー化指向製造システム
122	テラヘルツ/赤外材料・素子	172	地球変動予測
123	ナノコンタクト	173	地震
124	超分子化学	174	火山
125	MBE、エピタキシャル	175	津波
126	1分子計測 (SMD)	176	土砂災害
127	光ピンセット	177	集中豪雨
128	(分子) モーター	178	高潮
129	酵素反応	179	洪水
130	共焦点顕微鏡	180	火災
131	電子顕微鏡	181	自然災害
132	超薄膜	182	自然現象観測・予測
133	エネルギー全般	183	耐震
134	再生可能エネルギー	184	制震
135	原子力エネルギー	185	免震
136	太陽電池	186	防災
137	太陽光発電	187	防災ロボット
138	風力	188	減災
139	地熱	189	復旧・復興
140	廃熱利用	190	救命
141	コージェネレーション	191	消防
142	メタンハイドレート	192	海上安全
143	バイオマス	193	非常時通信
144	天然ガス	194	危機管理
145	省エネルギー	195	リアルタイムマネージメント
146	新エネルギー	196	国土開発

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
197	国土整備	246	海洋利用
198	国土保全	247	海洋保全
199	広域地域	248	海洋資源
200	生活空間	249	深海環境
201	都市整備	250	海洋生態
202	過密都市	251	大陸棚
203	水資源	252	極地
204	水循環	253	哲学
205	流域圏	254	心理学
206	水管理	255	社会学
207	淡水製造	256	教育学
208	湧水	257	文化人類学
209	延命化	258	史学
210	長寿命化	259	文学
211	コスト削減	260	法学
212	環境対応	261	経済学
213	建設機械		
214	建設マネージメント		
215	国際協力		
216	国際貢献		
217	地理情報システム (GIS)		
218	交通事故		
219	物流		
220	次世代交通システム		
221	高度道路交通システム (ITS)		
222	走行支援道路システム (AHS)		
223	交通需要マネージメント		
224	バリアフリー		
225	ユニバーサルデザイン		
226	輸送機器		
227	電子航法		
228	管制		
229	ロケット		
230	人工衛星		
231	再使用型輸送系		
232	宇宙インフラ		
233	宇宙環境利用		
234	衛星通信・放送		
235	衛星測位		
236	国際宇宙ステーション (ISS)		
237	地球観測		
238	惑星探査		
239	天文		
240	宇宙科学		
241	上空利用		
242	海洋科学		
243	海洋開発		
244	海洋微生物		
245	海洋探査		

# 申請書類



(様式第1)

## 国際共同研究助成金交付申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構  
理事長 殿

名 称

代表者名

印

住 所 〒 —

(電話番号 — — )

国際共同研究助成金交付要綱（以下「国際助成金交付要綱」という。）第9項（1）の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

助成金の交付を申請するに当たって、法令及び国際助成金交付要綱の規定に違反する行為を行わないことを確約します。

### 記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 助成対象経費の額 千円
- 3 助成金交付申請額 千円（間接経費の申請 有・無）
- 4 助成対象事業となる研究開発の開始日及び完了予定日（助成対象期間の種類）  
平成 年 月～平成 年 月（単年度）
- 5 研究チーム名
- 6 研究代表者連絡先 〒 —  
(電話番号 — — )

### 添付書類

- (1) 総括表
  - (2) 研究計画概要
  - (3) 研究計画予算総括表
  - (4) 研究計画概要及び予算積算表（研究者個人記入用）
  - (5) 他府省を含む他の競争的資金の応募・受入状況
  - (6) 間接経费率計算書
  - (7) イラスト図
- (注) 本様式及び添付書類は日本語により記入することとし、特に注意書き等で指示がある場合はそれに従うこととします。

# ( 1 ) 総括表 (Cover Page [For research coordinator])

※日本語で記入すること。(This form must be filled out in Japanese.)

1)機関名、申請者 (Applicant)		
2)研究チーム名 (Name of your collaborative research team)		
「		」研究チーム
3)研究代表者 (Research coordinator)		
氏名 (Name) <small>(フリガナ)</small>		署名 (Signature)
生年月日 (Birth date) 年 月 日 ( 歳)	研究者(Researcher)ID: <small>(8桁の研究者番号を記入)</small>	
<small>(Yr.) (Mo.) (day)</small>		
国籍 (Nationality)	所属機関(Affiliation)ID: <small>(10桁の所属研究機関コードを記入)</small>	
所属機関、所属、部署 (Affiliation)		
所属機関所在地 (Location) 〒 ー		
役職名 (Position)	学位 (Degreed)	
取得年 (Year conferred)	専攻 (Field of study)	
電話番号 (Telephone) #	F A X 番号 (Telefax) #	
電子メール (E-mail)		
代表者所属機関種類	代表者所属機関所在地域区分	
4)研究課題名 (Title of proposed project)		
「		」
5)該当する領域 (Field of project corresponding)	6)UNS戦略プログラムの研究開発課題該当番号 (Projects number in UNS Strategic Program)	
※該当領域を選択すること ( 1 箇所) (Check one of the following boxes)		
<input type="checkbox"/> 次世代ネットワーク技術 (New Generation Networks Technologies)		
<input type="checkbox"/> ICT安心・安全技術 (ICT Security and Safety Technologies)		
<input type="checkbox"/> ユニバーサル・コミュニケーション技術 (Universal Communications Technologies)		
<small>(別表1を参照し、記載して下さい。)</small>		
7)論文・著書・特許 (近年の重要なものを10件以内)		
8)間接経費 (Indirect expenses)	9)助成申請期間 (Requested duration of this public support)	
<input type="checkbox"/> 申請しない	■単年度 (平成22年度)	
<input type="checkbox"/> 申請する (直接経費の %)		
10)申請する助成金の額 (Requested amount in thousand Yen)	(間接経費 (再掲))	千円 千円

※日本語で記入すること。(This form must be filled out in Japanese.)

11)研究開発の日程 (Duration of proposed project)	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (From Yr. Mo. to Yr. Mo.)
12)経理担当者 (accounting coordinator)	
(フリガナ)	
氏名 (Name) _____	
所属機関、所属、部署 (Affiliation) _____	
役職名 (Position) _____	
電話番号 (Telephone) # _____ F A X 番号 (Telefax) # _____	
電子メール (E-mail) _____	
13)助成金以外の資金調達方法 (Method of raising money except this public support)	(助成金との合算及び助成金交付までの立て替え払いの資金について、 適正な資金を準備するよう十分に注意してください。)

## (2) 研究計画概要 (Project Summary [For research coordinator])

※日本語で記入すること。(This form must be filled out in Japanese.)

1) 研究概要 (Outline of proposed project)

(全角 255 文字以内で要点を具体的かつ簡潔にまとめて記載して下さい。)

2) 研究目的・社会的および技術背景

(本研究開発の目的・社会的・技術的背景について記載して下さい。)

3) 研究開発内容の分野

ア 性格 (複数可) (Check of the following boxes)

- 基礎研究
- 応用研究
- 開発研究

イ 主分野 (別表2を参照の上、該当する研究分野のコード(4桁)を記載すること。)

\_\_\_\_\_ (4桁)

ウ 副分野 (別表2を参照の上、該当する研究分野のコード(4桁)を記載すること。3個まで。)

\_\_\_\_\_ (4桁) \_\_\_\_\_ (4桁) \_\_\_\_\_ (4桁)

エ キーワード (別表3を参照の上、該当する研究分野のコード(3桁)を記載すること。5個まで。)

\_\_\_\_\_ (3桁) \_\_\_\_\_ (3桁) \_\_\_\_\_ (3桁) \_\_\_\_\_ (3桁) \_\_\_\_\_ (3桁)

(自由記述: \_\_\_\_\_)

## 4) 研究の特色

- 独創性: 創意工夫を活かし、独創性に富んだものであること。(Creativity : making full use of originality and ingenuity)

(本研究開発がこれまでの研究開発と比べ、いかに独創性のあるものか、また創意工夫を活かしたものであるかを記載して下さい。)

- 有効性 : 内外の先進的な技術力が有機的に結合し、国際標準化の実現への貢献、知的財産の創出等、国際共同研究としての有効性が高いものであること。(Benefits : significance as international collaborative research)

(本研究開発で実施することが、国際共同研究としてなぜ有効であるのか、どのような点で有効なのかを記載して下さい。)

- 波及性 : 開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は開発される技術が、通信・放送技術として幅広く波及する可能性があること。  
(Applicability : synergies for advancing information and communications technologies, or possibilities for creating new businesses)

(本研究開発による技術が情報通信分野における技術として幅広く普及し、又は新規事業の創出に結びつく可能性について記載して下さい。)

## 5) 研究計画 (Plan of the research)

A. 平成 2 2 年度……………(FY2010,ended March 31 , 2011)

(申請時点における研究計画をできるだけ具体的に記載してください。)

B. 平成 2 3 年度……………(FY2011,ended March 31 , 2012)

(申請時点における研究計画をできるだけ具体的に記載してください。)

## 6) 既存の設備 (Existing facilities)

(本研究開発に使用する設備機器について、既に保有しているものについて記載してください。)

## 7) 分担内容 (Role in the proposed project.)

(本研究開発における各研究者の分担内容について具体的に記載してください。)

**8) 共同研究者体制 (Members of international collaborative research team)**

※この様式は日本語で記入すること。(This form must be filled out in Japanese.)

研究代表者 (Research coordinator, Member 1)

氏名 (Name) \_\_\_\_\_ 国籍 (Nationality) \_\_\_\_\_

所属機関名 (Affiliation) \_\_\_\_\_ 国 (Country) \_\_\_\_\_

共同研究者 2 (Member 2)

氏名 (Name) \_\_\_\_\_ 国籍 (Nationality) \_\_\_\_\_

所属機関名 (Affiliation) \_\_\_\_\_ 国 (Country) \_\_\_\_\_

共同研究者 3 (Member 3)

氏名 (Name) \_\_\_\_\_ 国籍 (Nationality) \_\_\_\_\_

所属機関名 (Affiliation) \_\_\_\_\_ 国 (Country) \_\_\_\_\_

共同研究者 4 (Member 4)

氏名 (Name) \_\_\_\_\_ 国籍 (Nationality) \_\_\_\_\_

所属機関名 (Affiliation) \_\_\_\_\_ 国 (Country) \_\_\_\_\_

共同研究者 5 (Member 5)

氏名 (Name) \_\_\_\_\_ 国籍 (Nationality) \_\_\_\_\_

所属機関名 (Affiliation) \_\_\_\_\_ 国 (Country) \_\_\_\_\_

共同研究者 6 (Member 6)

氏名 (Name) \_\_\_\_\_ 国籍 (Nationality) \_\_\_\_\_

所属機関名 (Affiliation) \_\_\_\_\_ 国 (Country) \_\_\_\_\_

共同研究者 7 (Member 7)

氏名 (Name) \_\_\_\_\_ 国籍 (Nationality) \_\_\_\_\_

所属機関名 (Affiliation) \_\_\_\_\_ 国 (Country) \_\_\_\_\_



(3) 研究計画予算総括表  
(Summary of proposed Budget)  
[For research coordinator]

(単位：千円)

※日本語で記入すること。(This form must be filled out in Japanese.)

費目	平成22年度			
	助成対象経費		助成金交付申請額	
1. 設備費	合計	千円	合計	千円
2. 旅費	合計	千円	合計	千円
3. 謝金及び雑役務費	合計	千円	合計	千円
4. 印刷費及び複写費	合計	千円	合計	千円
5. 会議費	合計	千円	合計	千円
6. その他 (Other) ◦材料費・消耗品費 ◦材料加工費・分析費 ◦通信運搬費 ◦その他	合計	千円	合計	千円
直接経費の合計	合計	千円	合計	千円
間接経費 (直接経費の %) <i>(間接経費計算書に基づき申請する 率を記入)</i>	合計	千円	合計	千円
総計	総計	千円	総計	千円

(4) 研究計画概要及び予算積算表 [研究者個人記入用]  
(Project Summary [For each member of the team])

※この様式は日本語又は英語で記入すること。(This form must be filled out in either Japanese or English.)

(各頁に (2) 研究計画概要の(8)のMember No.を記入。→) 【Member \_\_\_\_\_】

1) 研究者 (Member of the team) (経理担当者を除く。)

<small>(フリガナ)</small> 氏名 (Name) _____		署名 (Signature) _____	
国籍 (Nationality) _____		研究者(Researcher)ID: _____	
生年月日 (Birth date) 年 月 日 ( 歳) <small>(Yr.) (Mo.) (day)</small>		所属機関(Affiliation)ID: _____	
所属機関、所属、部署 (Affiliation) _____			
所属機関所在地 (Location) 〒 _____			
役職名 (Position) _____		学位 (Degreed) _____	
取得年 (Year conferred) _____		専攻 (Field of study) _____	
電話番号 (Telephone) # _____		F A X 番号 (Telefax) # _____	
電子メール (E-mail) _____			

2) 分担内容 (Role in the proposed project.)

(本研究開発における当該研究者の分担内容について具体的に記載してください。)

## 3) 研究計画 (Plan of the investigation)

## A. 平成22年度(FY2010,ended March 31, 2011)

(申請年度における研究計画をできるだけ具体的に記載してください。)

本研究に従事する割合 (実時間)

○○% (○○時間/year) (年間の全仕事時間を100%とし、本研究に従事する時間の割合を記入)

## B. 平成23年度(FY2011,ended March 31, 2012)

(申請翌年度以降における研究計画をできるだけ具体的に記載してください。)

本研究に従事する割合 (実時間)

○○% (○○時間/year) (年間の全仕事時間を100%とし、本研究に従事する時間の割合を記入)

## 4) 研究経歴 (Research and/or professional experience and honors)

研究経歴 (Research and/or professional experience and honors)

(研究者の経歴について記載してください。)

代表的な発表物 (Representative publication.(include papers in press))

(研究者の著書、論文、発表物について記載してください。)

## 5)同一機関内研究補助者（研究代表者、共同研究者を除く）（Personnel to support the member.）

氏名、国籍、生年月日、学位、役職、肩書、当該研究での役割  
(Name, Nationality, Birth date, Degree, Position, Title, Role in the project)

*(本研究開発の実施にあたり、当該機関内で研究を補助する方がいれば記載してください。  
学部生、アルバイト等研究実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理などを行う者は除きます)*

6) 申請予算積算表 (平成22年度) [研究者個人記入用] (Detail description of proposed budget [For each member of the team])					
(単位: 千円) (unit: thousand Yen)					
費目 (Item)	助成対象経費 < Amount of eligible costs >		積算内訳		
			品名・仕様 (article)	単価・数量 (amount)	金額 (amount of money)
1. 設備費 (Equipment expenses)	合計	千円			
2. 旅費 (Travel expenses)	合計	千円			
3. 謝金及び雑役務費 (Remuneration and miscellaneous business expenses)	合計	千円			
4. 印刷費及び複写費 (Printing and copying expenses)	合計	千円			
5. 会議費 (Conference expenses)	合計	千円			
6. その他 (Other) ○ 材料費・消耗品費 ○ 材料加工費・分析費 ○ 通信運搬費 ○ その他	合計	千円			
合計 (Total expenses)	合計	千円			

※この様式は日本語又は英語で記入すること。(This form must be filled out in either Japanese or English.)  
各費目の内訳はできる限り記入のこと。

(添付書類 5)

他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況

[記入要領]

当該研究課題に係る研究代表者、共同研究者で、他府省を含む競争的資金制度の研究助成又は他の公的資金による研究助成等を現に受けているか、又は今後受ける予定がある場合、以下の表1に当該研究者の氏名、所属、及び当該制度並びに他の制度の研究への参加の-effortを記入して下さい。表1の制度名にはA, B, C, D...などの符号を記入し、表2の左端の欄に同じ符号を記入して該当する制度名(実施機関名)、研究課題名、研究期間、予算額、研究概要(150字程度)及び当該制度の研究課題との違い(研究課題名が当該研究課題と同一または類似している場合のみ。)を記入して下さい。

これらの表は、複数の競争的資金が同じ内容の研究課題に重複して配分されたり、特定の研究者に研究資金が過度に集中する等の不合理を防ぐことを目的としていますので、必要な場合は表の行を追加して残らず記入して下さい。

表1

氏名	所属	当該制度		他の制度1		他の制度2		他の制度3		他の制度4	
		制度名	エフオート(%)	制度名	エフオート(%)	制度名	エフオート(%)	制度名	エフオート(%)	制度名	エフオート(%)
〇〇太郎 (研究代表者)	☆☆大学	A	20	B	30	C	10				
◇◇次郎 (共同研究者2)	★★大学	A	40	D	20						
△△花子 (共同研究者3)	##電機	A	50	B	10	D	10	E	10		

※エフオート：年間の全仕事時間を100%として、該研究開発課題の実施に必要な時間の配分率

表2

制度名 (実施機関名)	研究課題名	研究期間	予算額 [千円]	研究概要(150字程度)	
				当該制度の研究課題との違い(下段)	
A	国際共同研究助成金制度(情報通信研究機構)	XXXシステムの研究開発	H19.7 ~H20.3	10,000	次世代の超高速ネットワークに必要な不可欠な〇〇技術に寄与することのできる△△を研究開発する。研究実施にあたり、□□国の技術の研究をしている◎◎機関とともに××研究を実施する。(xxx字)
B	〇〇補助金	〇〇システムに係る研究開発	申請中	20,000	〇〇〇〇のため、▲▲▲▲▲の研究開発を行う。 ■■■■■のため、Aの制度の課題と異なる。
C					
D					
E					

(添付書類 6 - 1)

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構  
理事長 殿

名 称

代表者名

印

住 所 〒

間接経费率計算書 (国立大学法人、学校法人)

平成 21 年度国際共同研究助成金の間接経费率として、下記のとおり申請いたします。

記

1. 間接経费率

- ・直近の財務諸表に基づく間接経费率： %
- ・間接経费率の上限 : 30%

従って、間接経费率は %を申請します。

2. 算出根拠

- ①人件費
- ②教員人件費
- ③管理経費
- ④管理費
- ⑤消費支出の部合計

間接経费率 (%) =

$$\left[ \begin{array}{l} \text{間接経费率 (\%)} = (\text{管理費}) \div (\text{消費支出の部合計}) \times 100 \\ \text{管理費} = \{ (\text{人件費}) - (\text{教員人件費}) \} + (\text{管理経費}) \end{array} \right]$$

3. 添付資料

- ・損益計算書 (消費支出計算書)

以上



(添付書類 6 - 2)

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構  
理事長 殿

名 称

代表者名

印

住 所 〒

### 間接経费率計算書 (公益法人)

平成 21 年度国際共同研究助成金の間接経费率として、下記のとおり申請いたします。

#### 記

##### 1. 間接経费率

- ・直近の財務諸表に基づく間接経费率： %
- ・間接経费率の上限 : 30%

従って、間接経费率は %を申請します。

##### 2. 算出根拠

*(収支計算簿の要旨と算出根拠を記載する)*

間接経费率 (%) =

$$\text{間接経费率 (\%)} = \text{(管理費)} \div \{ \text{(総事業費)} - \text{(間接事業費)} \} \times 100$$

##### 3. 添付資料

- ・収支計算書

以上

(添付書類 6 - 3)

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構  
理事長 殿

名 称

代表者名

印

住 所 〒

### 間接経费率計算書 (その他)

平成 21 年度国際共同研究助成金の間接経费率として、下記のとおり申請いたします。

#### 記

#### 1. 間接経费率

- ・直近の財務諸表に基づく間接経费率： %
- ・間接経费率の上限 : 30%

従って、間接経费率は %を申請します。

#### 2. 算出根拠

*(損益計算書の要旨と算出根拠を記載する)*

間接経费率 (%) =

$$\text{間接経费率 (\%)} = \{ (\text{販売費及び一般管理費}) - (\text{販売費}) \} \div (\text{売上原価}) \times 100$$

#### 3. 添付資料

- ・損益計算書

以上

(添付書類 7)

イラスト 図